

社会福祉法人静岡県共同募金会役員報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人静岡県共同募金会（以下「本会」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬、賞与（期末手当）、通勤手当、退職手当（以下、「報酬等」という。）と、役員及び評議員の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員報酬等の支給区分)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（本会では常務理事のみ）については、報酬等を支給する。なお、本会職員を兼務している場合には、職員給与は支給しない。
 - (2) 非常勤役員については、報酬等を支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- ただし、「静岡県退職者の再就職に関する取扱要綱」による静岡県退職者には支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与（期末手当）については、社会福祉法人静岡県共同募金会職員給与規程第10条の期末手当及び第11条の勤勉手当を合計した額に準ずる額
- (3) 退職手当については、社会福祉法人静岡県共同募金会職員給与規程第14条の規程に準ずる額
- (4) 通勤手当については、静岡県共同募金会職員給与規程第12条の規程に準ずる額
- (5) 月の初日以外の日において新たに常勤役員に任命された者に対する当月分の報酬については、定められた額を当該月の日曜日及び土曜日以外の数で除して得た額に、その者が役員となった日から月末に至るまでの日曜日及び土曜日以外の数で乗じて得た額

(費用弁償)

第4条 役員又は評議員が、その職務を行うため、理事会等の会議に出席したとき、又は出張したときは、社会福祉法人静岡県旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等及び旅費の支給方法)

第5条 報酬等及び旅費の支給期日は、社会福祉法人静岡県共同募金会職員給与規程を準用する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があっ

たときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

- 3 報酬等及び旅費は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月13日から施行する。
- 2 社会福祉法人静岡県共同募金会常務理事の報酬等に関する規程（平成10年4月1日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年5月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1 常勤役員の報酬月額

月額報酬	360,000円
------	----------